

概要版

# 大阪市 地域福祉基本計画

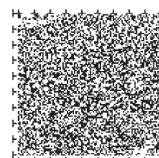
令和3年度～令和5年度

だれもが自分らしく  
安心して暮らし続けられる  
地域づくり



令和3年3月  
大阪市

この冊子には、両面に網目模様の音声コード (Uni-Voice) をつけています。  
(表などの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります。)  
この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。  
音声コードはQRコードとは異なります。



# I 計画の考え方

## 1 計画策定の背景と趣旨 .....

大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある地域福祉の取り組みが進められています。

平成30年3月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）を策定し、地域福祉を推進してきました。

各区の取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する福祉課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で推進するための計画として、「大阪市地域福祉基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざしています。

## 2 計画の位置づけ .....

### （1）地域福祉基本計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である「区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）」（以下「区地域福祉計画等」という。）を支援する基礎的な計画であり、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画を形成するものです。

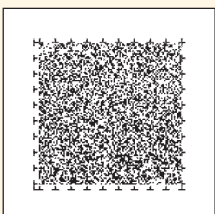
生活困窮者の自立を支援する取り組みを記載するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

### （2）分野別計画・関連計画等との関係

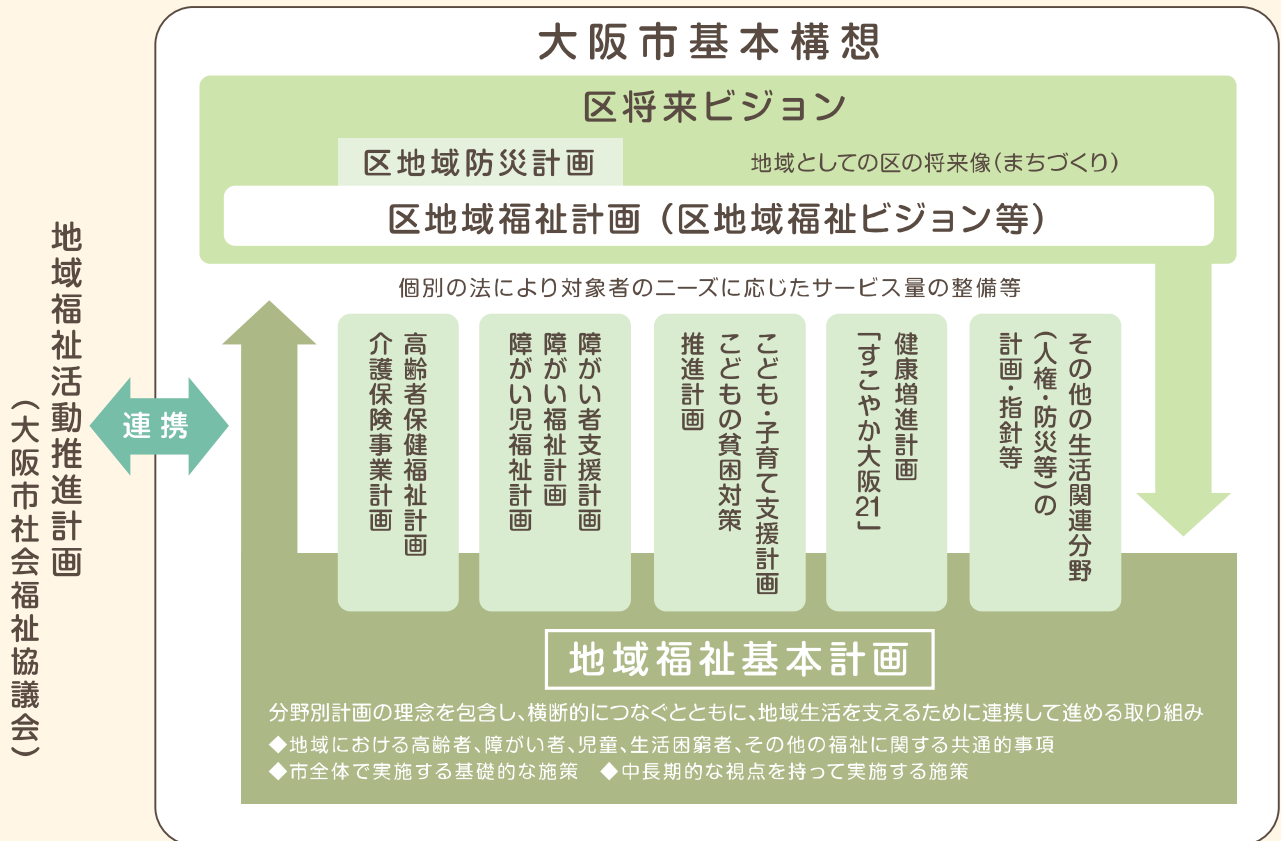
本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えるため、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、人権、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

### （3）社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。本計画と、大阪市社会福祉協議会が策定している大阪市地域福祉活動推進計画は、理念や方向性を共有しています。



【地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係(イメージ図)】



### 3 計画期間 .....

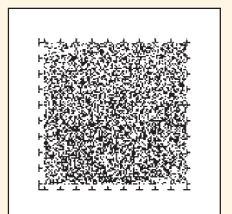
令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

### 4 圏域の考え方 .....

本計画は、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定し、「小地域(概ね小学校区)」を地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。

### 5 計画の推進・評価の体制 .....

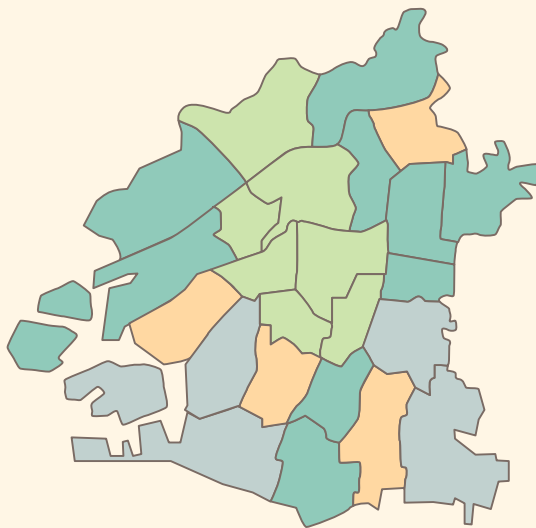
- 本計画の推進・評価は、「計画(Plan)」を「実施(Do)」し、「評価(Check)」して「改善(Action)」するという「PDCAサイクル」を活用し、効果的に取り組みを進めます。
- 「実施(Do)」については、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。
- 「評価(Check)」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の、「改善(Action)」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」の意見をそれぞれ聴きながら、計画推進状況の評価や、評価にもとづく改善方策の検討を行います。



## Ⅱ 地域福祉を取り巻く現状

### 福祉課題は地域ごとに異なり福祉ニーズも多様化

#### ■区別の高齢化率推計(令和27年)



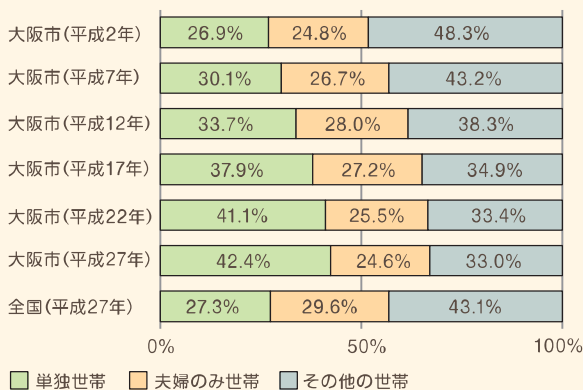
- 30%未満：北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区
- 35%未満：都島区、此花区、西淀川区、東淀川区、東成区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住吉区
- 40%未満：港区、旭区、東住吉区、西成区
- 40%以上：大正区、生野区、住之江区、平野区

区ごとに高齢化率が異なるなど、地域福祉に関するニーズも様々であり、引き続き地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

出典：大阪市人口ビジョン(令和2年)

### 高齢化が進み、外国人住民・障がい者数は増加

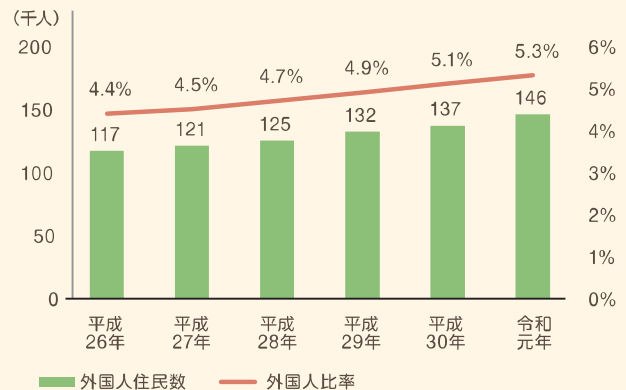
#### ■65歳以上の世帯状況の推移



0% 50% 100%  
■ 単独世帯 ■ 夫婦のみ世帯 ■ その他の世帯

出典：国勢調査

#### ■外国人住民数の推移

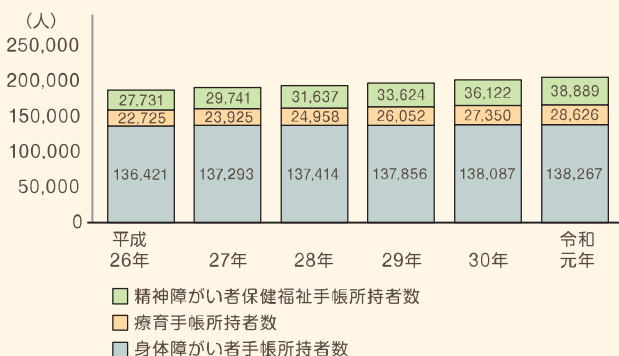


■ 外国人住民数 ■ 外国人比率

出典：大阪市市民局(各年12月末現在)

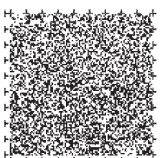
これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。

#### ■障がい者手帳所持者数の推移



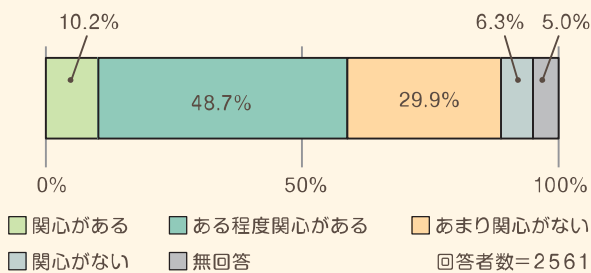
■ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数  
■ 療育手帳所持者数  
■ 身体障がい者手帳所持者数

出典：大阪市福祉局(各年度末現在)

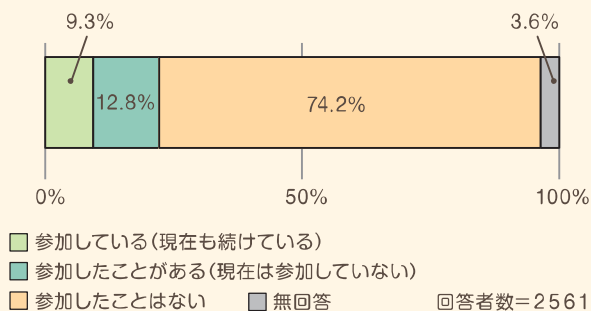


## 地域福祉活動に関心がある人は約6割 現在、地域福祉活動に参加している人は約1割

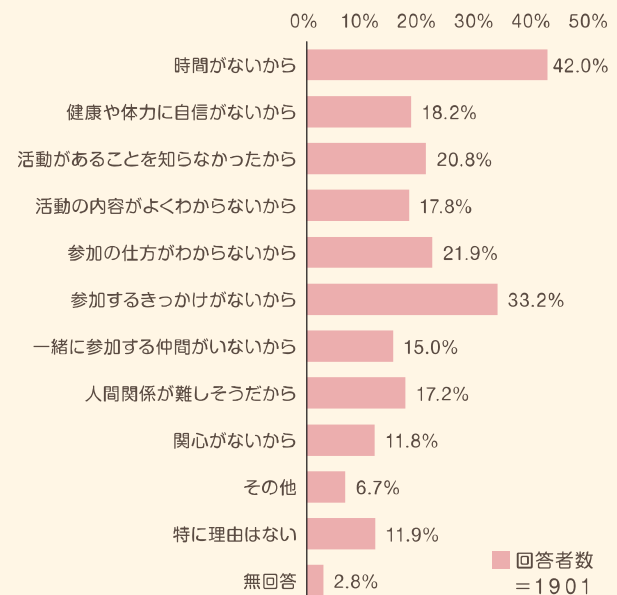
### ■地域福祉活動への関心



### ■地域福祉活動への参加状況



### ■地域福祉活動へ参加しなかった理由 (複数選択)

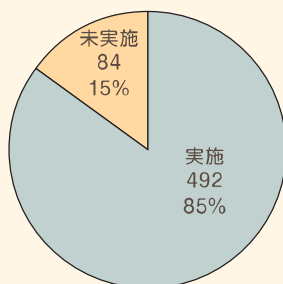


出典：大阪市内における地域福祉にかかる実態調査報告書(世論調査)(令和元年度)(抜粋)

だれもが気軽に参加できる活動の場や、取り組みやすい活動事例の情報の発信、様々な参加形態の啓発や周知を行うことが大切です。

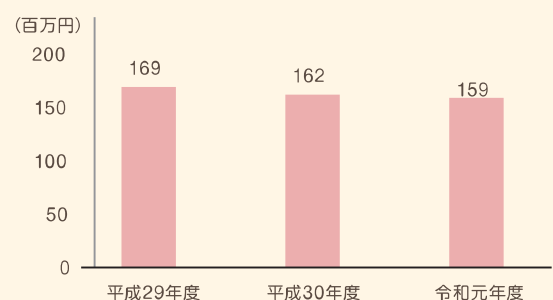
## 地域ではさまざまな地域福祉活動が行われています

### ■社会福祉施設の取り組みの実施状況 (施設数)



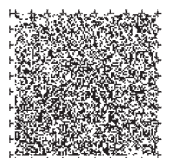
出典：大阪市社会事業施設協議会の資料をもとに大阪市福祉局が作成

### ■共同募金(一般募金)実績額の状況



出典：(社福)大阪府共同募金会の資料をもとに大阪市福祉局が作成

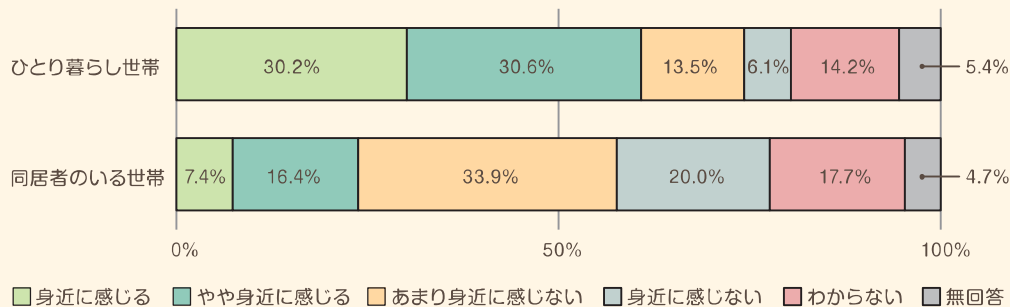
大阪市内には高齢者や障がい者、児童等の福祉施設が多数あり、各施設で地域を対象とした公益的な取り組みが、継続的に実施されています。また、民間の募金運動である共同募金運動で集まった募金は、その地域の福祉活動に使われていることから、地域福祉の推進に役立っています。





# 孤立死を身近に感じるひとり暮らしの高齢者が約6割

## ■孤立死に対する意識



回答者数

・ひとり暮らし高齢者 3,203 ・同居者のいる世帯 6,958

※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

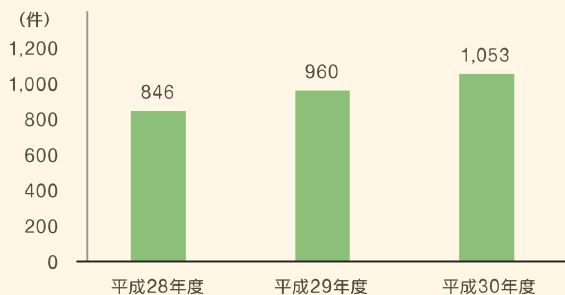
出典：高齢者実態調査報告書(令和2年3月)

調査対象：大阪市内に居住する満65歳以上の高齢者から無作為抽出した20,400人

見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要です。

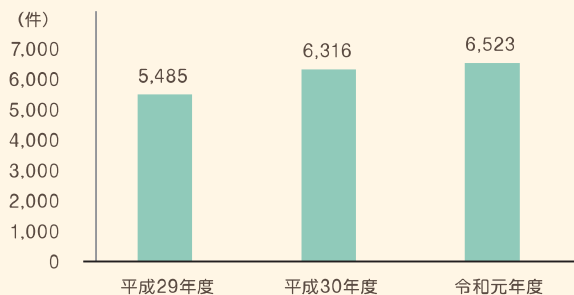
# 虐待の通報や相談対応件数が増えています

## ■高齢者虐待(養護者による虐待)通報等件数の推移



出典：大阪府福祉局

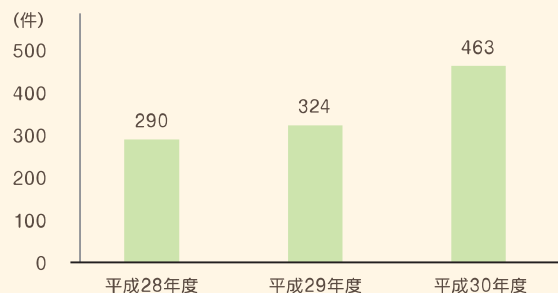
## ■こども相談センター(児童相談所)における児童虐待相談対応件数の推移



出典：大阪市こども青少年局

身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。また、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

## ■障がい者虐待(養護者による虐待)通報等件数の推移



出典：大阪府福祉局

## Ⅲ 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念 .....

- 本計画では、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現をめざしています。それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。
- そのような地域共生社会をめざしていくには、地域を構成する一人ひとりの市民が、だれもが保障されている権利を当たり前に行使できる社会でなければならないことは言うまでもありません。
- どのような事情であっても社会的援護を必要としている人がいれば、その人と地域の関係が途切れないように積極的に支援する、そのような支え合い、助け合いによるつながりを基礎として地域共生社会は成立することとなります。
- 住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として次のとおり定めます。

**だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり**

### 2 基本理念の考え方 .....

地域共生社会をめざす基本理念には、特に大切な視点として、次の5つの視点があります。

#### (1) 人権尊重の視点

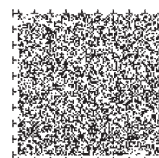
特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

#### (2) 住民主体の地域づくりの視点

地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場づくり、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくり、住民組織と行政との協働のあり方を検討していくことで、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わるができる地域をめざします。

#### (3) ソーシャル・インクルージョンの視点

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支え合うことができる地域をめざします。



## (4) 福祉コミュニティ形成の視点

主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

## (5) 多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の視点

住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていきます。

## 3 計画の基本目標 .....

### 基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

### 基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

## 4 計画の体系 .....

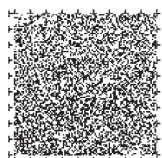
### 基本理念 だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

#### 基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 施策の<br>方向性 | 1-1 住民主体の地域課題の解決力強化        |
|            | 1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 |
|            | 1-3 災害時等における要援護者への支援       |

#### 基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える 相談支援体制づくり

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 施策の<br>方向性 | 2-1 相談支援体制の充実      |
|            | 2-2 地域における見守り活動の充実 |
|            | 2-3 権利擁護支援体制の強化    |





## 5 計画の指標 .....

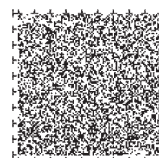
計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

| 評価項目・評価指標                                         | 令和元年度の状況 | 備考 |
|---------------------------------------------------|----------|----|
| <b>1-1 住民主体の地域課題の解決力強化</b>                        |          |    |
| 住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合                      | 54.1%    | ※1 |
| 日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合                     | 40.2%    | ※1 |
| 地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合                           | 58.9%    | ※1 |
| 地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合                       | 22.1%    | ※1 |
| 地域福祉活動に関する広報啓発実施回数                                | 992回     | ※2 |
| 「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合                      | 73.3%    | ※1 |
| 大阪市(区)社会福祉協議会におけるボランティア登録者数                       | 35,210人  | ※3 |
| 地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け<br>取り組む仕組みがある区の数           | 17区      |    |
| お住いの地域において家族や親類以外で困りごとを<br>相談する人がいる市民の割合          | 68.6%    | ※1 |
| 各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する<br>支援への評価(5段階)             | 3.8点     | ※2 |
| 多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数<br>(生活支援体制整備事業)        | 259回     |    |
| <b>1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進</b>                 |          |    |
| 大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る<br>活動をおこなっているNPO法人の数      | 824法人    | ※4 |
| 何らかの公益的な取り組みを実施していると答えた<br>社会福祉施設の割合              | 85.4%    | ※5 |
| <b>1-3 災害時等における要援護者への支援</b>                       |          |    |
| 福祉避難所登録箇所数                                        | 344箇所    |    |
| 災害時等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち<br>手助けを頼める人がいない世帯の割合      | 22.5%    | ※6 |
| 家族や親族を除き、災害時など緊急時に協力を<br>求めることができる人がいない障がい者(児)の割合 | 26.3%    | ※7 |

※1：地域福祉実態調査 ※2：地域福祉活動支援事業実績 ※3：平成30年度実績

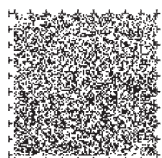
※4：内閣府NPOホームページ ※5：社会福祉法人における公益的な取組みに係る実態調査

※6：高齢者実態調査 ※7：障がい者(児)基礎調査



| 評価項目・評価指標                                                             | 令和元年度の状況                             | 備考 |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----|
| <b>2-1 相談支援体制の充実</b>                                                  |                                      |    |
| 「総合的な支援調整の場(つながる場)」の開催回数                                              | 158回                                 |    |
| つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を<br>経由した件数／割合                               | 33件／20.9%                            |    |
| こどもサポートネットで支援につながった人数／割合<br>①アセスメント対象者として把握した人数<br>②アセスメントから支援につなげた人数 | ① 2,678人／6.1%<br>②1,969人／73.5%       |    |
| 複合的な課題を抱えた人を支援するために、専門家等による<br>支援を受けた回数                               | 127回                                 |    |
| 【1-1再掲】地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた<br>市民の割合                                | 22.1%                                | ※1 |
| <b>2-2 地域における見守り活動の充実</b>                                             |                                      |    |
| 地域において実施されている見守り活動の認知度                                                | 71.0%                                | ※1 |
| <b>2-3 権利擁護支援体制の強化</b>                                                |                                      |    |
| 虐待が疑われる状況を発見した時に通報(通告)する割合                                            | 必ず通報(通告)する<br>27.1%                  | ※1 |
| 成年後見制度の認知度                                                            | (法定)44.5%<br>(任意)21.8%<br>(市民後見)5.7% | ※1 |
| 成年後見制度相談受付件数                                                          | 1,034件                               |    |
| 成年後見制度利用申立て支援件数                                                       | 1,103件                               |    |

※1：地域福祉実態調査



## 基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

### (1) 住民主体の地域課題の解決力強化

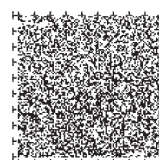
- 世代や属性に関わらず、住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。
- 地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。



- 地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進めます。
- 住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。

#### 主な取り組み

|                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| 地域での支え合い、<br>助け合いの意識づくり   | 教育と福祉の連携強化による<br>福祉教育の充実   |
| 身近な地域における地域福祉活動の<br>人材の育成 | ボランティアの育成・確保               |
| ICTを活用したきっかけづくりや<br>情報提供  | 寄付文化を醸成する取り組み              |
| 地域における自主グループ活動の<br>支援     | 地域における要援護者の見守り<br>ネットワーク強化 |



## (2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

- 多様な主体の参画を促し、協働（マルチパートナーシップ）を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。



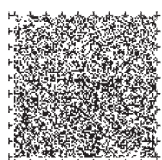
| 主な取り組み              |                   |
|---------------------|-------------------|
| 市民活動への支援            | 地域公共人材の派遣による支援    |
| 市民活動団体への助成による支援     | 市民活動の持続的な実施に向けた支援 |
| 企業等の福祉活動への積極的な参加の支援 |                   |

## (3) 災害時等における要援護者への支援

- 地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図ります。



| 主な取り組み                     |             |
|----------------------------|-------------|
| 災害時の的確な情報伝達のしくみづくり         | 福祉避難所の確保の推進 |
| 災害ボランティアセンターの設置・運営         | 総合防災訓練の実施支援 |
| 災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり |             |



## (1) 相談支援体制の充実

- さまざまな相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の充実を図ります。
- 複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、令和元年度から実施している「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取り組みを推進します。



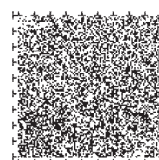
- こどもの貧困対策と連携して、支援が必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。
- 相談支援機関の職員や行政職員等の福祉人材の育成・確保の取り組みを進めます。

- 他都市、民間企業及び大阪市のモデル事業におけるICT活用の先行事例を参考に、福祉分野の相談支援業務における活用に向け、関係先と調整を進めます。
- 課題解決の手段として、複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開を促進します。



## 主な取り組み

|                              |                |
|------------------------------|----------------|
| 福祉人材の育成・確保<br>(福祉専門職・行政職員)   | 窓口業務におけるICTの活用 |
| 聴覚障がい者支援用音声認識アプリ<br>UDトークの導入 | 生活困窮者の自立支援     |





## (2) 地域における見守り活動の充実

- 地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。



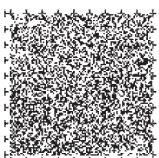
| 主な取り組み            |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 地域の主体的な見守り活動への支援  | 地域における要援護者の見守りネットワークの強化 |
| 民生委員・児童委員による見守り活動 | 認知症高齢者位置情報探索事業          |

## (3) 権利擁護支援体制の強化

- 個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組みを進めます。
- 成年後見制度の利用促進や、虐待の専門的対応に向けた取り組みを進めます。



| 主な取り組み                   |                  |
|--------------------------|------------------|
| 虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進 | 成年後見制度の利用促進の取り組み |
| 福祉サービス提供事業者への助言・指導       | 福祉サービスの適切な情報提供   |



## IV

# 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

大阪市では区ごとに、地域福祉計画等を策定し、地域福祉を推進しています。

本計画の2つの基本目標に沿って実施するさまざまな取り組みの中には、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組みがあります。

## 1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

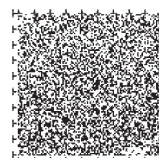
- 大阪市では、令和元年度から、一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる総合的な相談支援体制の充実に向けて、全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施しています。
- 自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、平成27年度から「見守り相談室」を設置し、見守りネットワーク事業を実施しています。
- こうした専門的な相談支援機関による支援と、地域における見守り活動による支援の取り組みにより、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を進めます。様々な取り組みの相乗効果により「地域の福祉力」の向上を図り、高齢者、障がい者、こどもといった対象者にかかわらず、問題が深刻化する前に支援が必要となる人に目が行き届き、早期の把握・早期の対応ができる「予防的なアプローチ」が可能となる地域づくりをめざします。

### 1

## 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

### 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実(P15)

### 1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化(P16)



## 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

### 現状と課題

- 「総合的な相談支援体制の充実事業」では、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。
- 区役所内の分野横断的な連携を進めていくことや、関係機関等を調整する役割の区職員の福祉施策に関する幅広い知識や調整力等のスキルアップが必要となっています。

### 取り組み目標

- 専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみの充実を図るとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。

#### ① 支援をコーディネートするためのしくみづくり

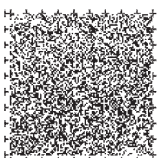
分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図ります。

#### ② 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり

複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。

#### ③ 地域における見守り活動と連携するしくみづくり

複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。



## 1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

### 現状と課題

- 見守りネットワーク事業では、孤立死の防止などに向け、各区社協に「見守り相談室」を設置して、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークの強化を図るとともに、災害時の避難支援にもつながるような日頃から顔の見える関係づくりに取り組んできました。

### 取り組み目標

- 日頃から見守り活動の活発化に向けた支援等を通して、地域における顔の見える関係づくりに取り組みます。
- 「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。
- 認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組めます。
- 事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区が独自に配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携も含め、取り組みを進めます。

#### ① 地域における見守り活動の活発化にかかる支援

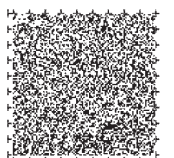
- 見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。
- 見守り活動に関する発表の場が、見守り活動に関心を持つ人が増え、活動の輪が広がるよう取り組みます。
- 地域資源の把握、開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守りを行っている対象者や活動内容の情報共有のしくみづくり等、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。
- 集いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気を掛け合い、助け合うといった「支援する側」「支援される側」に区分されることがない、自然な見守り合いの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。
- 見守りネットワーク事業が行う日頃の見守り活動と、防災担当における取り組みとの連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

#### ② 孤立世帯等への取り組み強化

- 区域を越えてCSW同士が定期的に情報交換を行う場を設け、CSWのさらなるスキルアップに努めます。
- 制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和元年度より市内全域に展開した「総合的な支援調整の場」の機能を活用して対応を進めます。

#### ③ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

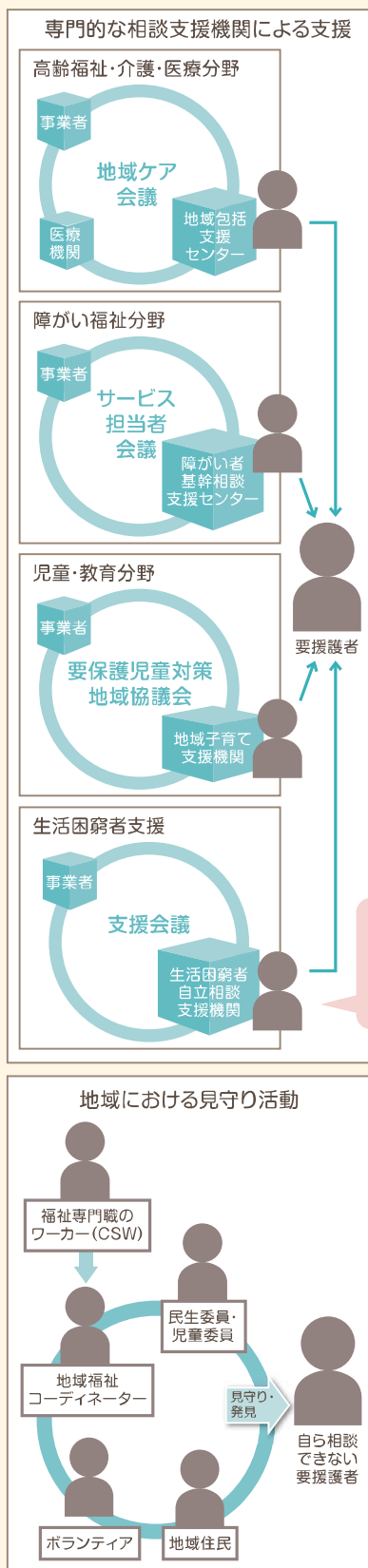
- 警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取り組みを進めます。
- 「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取り組みを進めます。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、新たに「認知症アプリ」による認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取り組みも進めます。



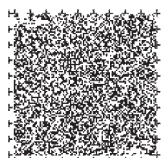
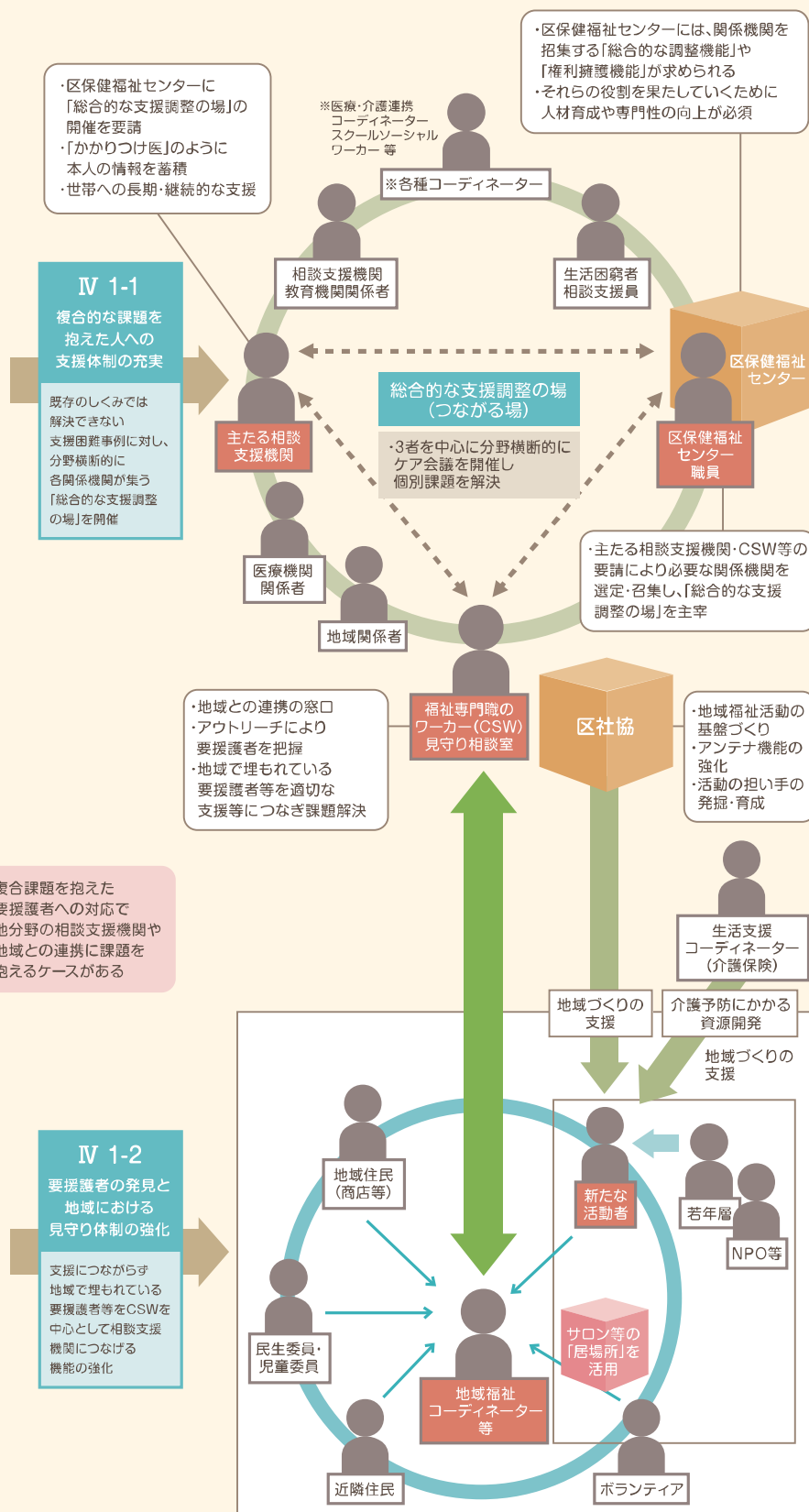


# 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制

## 各福祉分野による支援



## 複合的な課題を抱えた人への支援





## 2 福祉人材の育成・確保

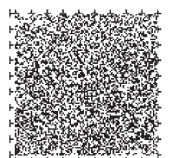
- 高齢者、障がい者、子育て世代など、だれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が極めて重要となります。
- 地域福祉活動に参加する市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、虐待への対応や複合的な課題に対応するため相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取り組みを進めていきます。

## 2 福祉人材の育成・確保

2-1 地域福祉活動への参加促進(P19)

2-2 福祉専門職の育成・確保(P20)

2-3 行政職員の専門性の向上(P21)



## 2-1 地域福祉活動への参加促進

### 現状と課題

- 地縁による地域福祉活動は、参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要です。
- 退職年齢に達する世代などは、新たに地域福祉活動に参画する世代として期待されます。これまでの知識や技能を活かして地域で活躍することは、新たなやりがいの発見となるほか、自己実現にもつながります。
- 将来の地域福祉活動の発展に向け、子どもたちを対象とした中長期的な視点による取り組みも重要です。
- 令和元年度に実施した市立小学校へのアンケート調査では、福祉の理解促進に向けた一定の効果が認められています。
- 地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

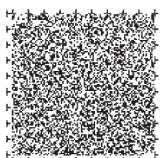
### 取り組み目標

#### ① 地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

- 地域の行事や取り組みなどの地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。
- 情報発信に際しては、広報誌やホームページ、SNSなど、ICTを含めた多様な媒体を積極的に活用します。
- 大阪市(区)社会福祉協議会が行うボランティア活動に関する情報発信等についても、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。

#### ② 福祉に関する広報啓発

- 地域福祉活動への参加促進に向け、世代に応じた取り組みを進めます。
- 小学生向け福祉読本は、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、机上学習だけでなく、障がい当事者や福祉施設等との交流等の機会を設けるとともに、区社会福祉協議会が地域の実情等に応じ実施する車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができる機会となるよう取り組みます。
- 社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組み等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。
- 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、ICT等を効果的に活用してライフスタイルに合わせて参加しやすい工夫を行う等により、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心をもち、参加するためのきっかけづくりを行います。



## 2-2 福祉専門職の育成・確保

### 現状と課題

- 団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年が目前にせまる中、福祉・介護サービスを担う人材の育成・確保は全国的に重要な課題となっています。
- 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」においては、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、市町村では、研修やネットワークの構築などを行うこととされています。
- 大阪市においては、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する中核施設と位置付け、さまざまな取り組みを行っています。
- 平成30年度からは、施設・事業所で働く方々から、仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞」を実施するとともに、将来の職業選択を考えるキャリア教育が実施される中学生を対象として、福祉のことや福祉・介護の仕事を身近に感じていただけるきっかけとなるようさまざまな取り組みを進めています。
- 今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、新たな人材の確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取り組みをさらに強化していく必要があります。
- 大阪市において令和元年に実施した施設調査では、外国人人材の受け入れ検討状況について、高齢者施設等・障がい者施設等で「わからない」「無回答」を合わせた割合は、およそ半数を占める結果となりました。今後も引き続き、国の動向を注視しながら、福祉現場の実態に即した支援を検討する必要があります。



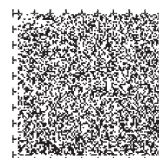
### 取り組み目標

#### ① 福祉専門職の育成・定着を図る取り組み

- 「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。
- 福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがい伝える「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞」等の取り組みについて、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組みを進めます。

#### ② 新しい人材の参入に向けた取り組み

- これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当する「介護助手（アシスタントワーカー）」など、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。
- 将来の職業選択につなげるため、小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組めます。



## 2-3 行政職員の専門性の向上

### 現状と課題

- 地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、加えて、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。
- 大阪市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。
- 分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではなく、福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。

### 取り組み目標

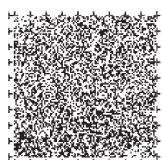
- 分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図ります。
- 福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取り組みを進めます。

#### ① 研修の充実

- 各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。
- 福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。

#### ② ジョブローテーションの推進

- 福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成(ジョブローテーション)を推進します。



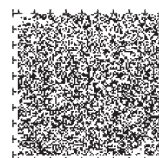
### 3 権利擁護の取り組みの充実

- 大阪市においては、すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取り組みを進めています。
- 高齢者や障がい者、児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止に関する取り組みをさらに推進します。
- 認知症や知的・精神障がいにより判断能力が十分でない人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進します。

#### 3 権利擁護の取り組みの充実

##### 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進(P23)

##### 3-2 成年後見制度の利用促進(P24)





## 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進

### 現状と課題

- 虐待は重大な権利侵害であり、自らの権利を主張しにくい立場にある、高齢者や障がい者、児童の権利利益を擁護していくためには、虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みを実施していくことが重要です。
- 虐待防止は、それぞれの特性に応じて対策を講じる必要がありますが、共通しているのは被虐待者が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、すべての人が虐待防止の意識をもち、身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要であるということです。
- 虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。
- 施設従事者等に対して、研修や事例検討会・講演会等を行い、意識の向上を図る必要があります。
- 虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員については、専門性の向上が求められています。

### 取り組み目標

- 地域において虐待についての知識・理解を深めるとともに、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、行政機関が連携して支援できるようネットワークの構築を進めます。
- 施設従事者に対して研修等を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。

#### ① 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

- すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通報（児童虐待については通告）・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

#### ② ネットワークの構築

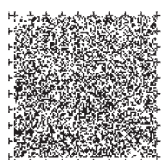
- 虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するために、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携を図ります。

#### ③ 施設従事者等の意識の向上

- 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。
- 実地指導を通じて、不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

#### ④ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

- 虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。



## 3-2 成年後見制度の利用促進

### 現状と課題

- 成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。
- 法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型に分かれますが、社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっていること等が課題となっています。
- 大阪市では、平成12年の成年後見制度開始以降、市長申立事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長申立事案における申立費用及び後見人報酬の助成を行っており、令和2年度からは、後見人報酬の助成対象を本人及び親族等による申立事案にも拡大しました。
- 平成19年6月に、大阪市成年後見支援センターを開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んできました。

### 取り組み目標

- 平成30年度から「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めてきました。大阪市成年後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを引き続き整備します。
- 市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組めます。

#### ① 地域連携ネットワーク構築の推進

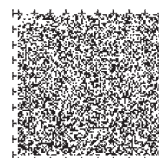
- 相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。
- 平成30年度以降、計画的に整備してきた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう、引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、成年後見制度の利用促進や後見人支援の取り組みを進めます。また、相談支援機関職員に対する継続的な研修の実施等、相談機能の充実に努めます。

#### ② 成年後見制度の普及啓発の推進

- 普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について、わかりやすい説明に努めます。
- 任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。

#### ③ 市民後見人の養成・支援

- 市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法（養成会場やカリキュラム）を工夫します。
- 身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実に努めます。



memo.

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

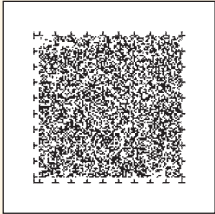
.....

.....

.....

.....

.....



memo.

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

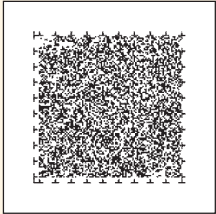
.....

.....

.....

.....

.....



# 大阪市地域福祉基本計画（概要版）

## 令和3年3月

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話：06-6208-7970 ファクシミリ：06-6202-0990

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000523989.html>

